

5. 外国人の政治的権利と地方参政権

(1) 関連する人種差別撤廃条約 (ICERD) と日本政府報告

- ICERD 第 1 条 2 項
- 日本政府報告書(CERD/C/JPN/10-11)のパラグラフ 146

(2) 主要点

- (a) 外国人に地方参政権を与えないことは、人種差別撤廃条約(ICERD)に違反しない。
日本では、政治的権利と地方参政権の国民と外国人の関係は、第 1 条 2 項にある市民と市民でないものの関係に該当するものであり、差別にはあたらない。
第 1 条 2 項 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。
- (b) 日本では人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に一切関わり無く国籍を取得することができる。国籍取得に於いても差別は全く無い。
- (c) 日本では国籍を取得すると直ちにすべての政治的権利が与えられる。これは世界でも最も進んだ、差別のない制度である。

(3) 背景

(a) 日本国憲法は外国人地方参政権を認めていない

外国人に参政権を与えようとする推進グループの主張は虚偽に満ちている。彼らの主張の最大の根拠である日本国憲法第 93 条第 2 項では、「地方公共団体の公務員は地方公共団体の住民が直接に選挙する」と規定しており、彼らは「この『住民』が日本国籍を有する者に限定されていないと理解することができる。」と主張している。

しかしこの憲法解釈は間違っている。この憲法が制定された 1946 年は第二次世界大戦の敗戦から一年も経っておらず、日本列島は焦土と化していた。当時日本に在住していた旧植民地の主として朝鮮人約 200 万人のほとんどは、独立した祖国に帰ることを望んでおり、日本国内で選挙権を行使しようなどとは、誰一人考えていなかった。

つまり憲法 93 条 2 項に謂うところの「地方公共団体の住民」には外国人を含むということは全く想定されていなかった。この第 2 項の真実の意味は、他の自治体の住民ではなく、当該の自治体に住んでいる日本国民が選挙をする、と規程しているのである。つまりある自治体の住民が別の自治体の公務員を選挙することはできない、という規程なので

ある。

(b) 最高裁判決は外国人地方参政権を認めていない

また、外国人地方参政権の推進者は「日本で生まれ日本社会に生活の本拠を置いてきた在日韓国人である「特別永住者」からの地方選挙に関する訴訟」の最高裁判決の以下の箇所をその理由とする。

最高裁 1995年2月28日判決

「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。」

しかし上記の主張は全くの虚偽であり詭弁である。この裁判は1990年、特別永住者である在日韓国人が、大阪市の各選挙管理委員会に対して、彼らを選挙名簿に登録することを求めて公職選挙法24条に基づき、異議の申出をしたものである。選挙管理委員会がこれを却下したため、同年11月、在日韓国人らが却下決定取消しを求めて大阪地裁に提訴した。裁判の結果、1993年6月29日に請求棄却。1995年2月28日には最高裁は上告を棄却したのである。其の判決の主文は以下の通りである。

「憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」（下線は筆者）

(c) 参政権が国民固有であるのは他国も同様である。また、日本は国籍取得が容易である。

上述の通り憲法でも最高裁判決でも、参政権は地方公共団体と雖も国民固有のものである。これは米国中国ロシア始め諸外国と全くおなじである。ドイツ・フランスにおいてはEU内相互で認め合っているにすぎず、EU外の国との関係においては認められていない。

さらに日本に於いては国籍取得は極めて容易であり毎年数千人の申請があり、その95%以上が認められて国籍を取得している。その条件は以下の6項目しかない。

国籍法 第5条第1項第1号～第6号 (*1)

- (i) 引き続き5年以上日本に住所を有すること。
- (ii) 20歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
- (iii) 素行が善良であること。
- (iv) 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
- (v) 元の国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつて国籍を失うべきこと。
- (vi) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

さらに日本においては国籍取得した場合、直ちにあらゆる政治的権利を、完璧に行使できる。たとえば国政選挙にも立候補が可能となり、あらゆる公務に就くことができる。実際に国籍取得後直ぐに国会議員になった者も存在する。

(4) 結論

日本に於いて外国人に参政権を認めないのは決して差別ではない。そして国籍さえ取得すれば、あらゆる政治的権利を行使できる。

レポート担当「政治権利的について研究する会」

註：

(*1) 国籍法 <http://www.moj.go.jp/MINJI/kokusekiho.html>